

湖西市条例第 40 号

湖西市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 12 月 16 日

湖西市長

田内 浩之

湖西市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

湖西市会計年度任用職員の給与等に関する条例（令和元年湖西市条例第 51 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 4 項中「100 分の 125」を「100 分の 126.25」に改める。

第 7 条の 2 第 3 項中「100 分の 105」を「100 分の 106.25」に改める。

第 8 条第 5 項中「当該各項の」を削る。

第 10 条第 4 項中「100 分の 125」を「100 分の 126.25」に改める。

第 10 条の 2 第 3 項中「100 分の 105」を「100 分の 106.25」に改める。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。